

○福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例

平成十二年三月二十四日
福島県条例第三十一号

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例をここに公布する。

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例

(手数料の徴収)

第一条 **別表**の上欄に掲げる者から、それぞれ**同表**の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一件につきそれぞれ**同表**の下欄に定める額とする。

(手数料の納付方法)

第二条 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

(手数料の不返還)

第三条 既に納付された手数料は、返還しない。

(過料)

第四条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

別表(第一条関係)

(平一二条例一八五・平一三条例五三・平一六条例二四・平二三条例二〇・平三〇条例九・一部改正)

納付しなければならない者	名称	金額
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第八条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請者	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては十三万円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては十一万円
二 法第八条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	一般廃棄物処理施設設置許可証再交付手数料	三百円
三 法第九条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請者	一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては十二万円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては十万円
四 法第九条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	一般廃棄物処理施設の変更許可証再交付手数料	三百円
五 法第九条の二の四第一項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請者	一般廃棄物処理施設の熱回収施設認定申請手数料	三万三千元
六 法第九条の二の四第二項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請者	一般廃棄物処理施設の熱回収施設認定更新申請手数料	二万円
七 法第九条の五第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請者	一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料	七万円
八 法第九条の六第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請者	一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料	七万円
九 法第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理の認定の申請者	二以上の事業者による産業廃棄物処理認定申請手数料	十四万七千元
十 法第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理の認定に係る事項の変更の認定の申請者	二以上の事業者による産業廃棄物処理認定の変更認定申請手数料	十三万四千元
十一 法第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請者	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	八万千元
十二 法第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	産業廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	三百円
十三 法第十四条第二項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請者	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	七万三千元

十四 法第十四条第六項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請者	産業廃棄物処分業許可申請手数料	十万円
十五 法第十四条第六項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	産業廃棄物処分業許可証再交付手数料	三百円
十六 法第十四条第七項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請者	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	九万四千元
十七 法第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請者	産業廃棄物収集運搬業許可の変更許可申請手数料	七万千元
十八 法第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	産業廃棄物収集運搬業許可の変更許可証再交付手数料	三百円
十九 法第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請者	産業廃棄物処分業許可の変更許可申請手数料	九万二千元
二十 法第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	産業廃棄物処分業許可の変更許可証再交付手数料	三百円
二十一 法第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請者	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	八万千元
二十二 法第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	三百円
二十三 法第十四条の四第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請者	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	七万四千元
二十四 法第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請者	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	十万円
二十五 法第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	特別管理産業廃棄物処分業許可証再交付手数料	三百円
二十六 法第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請者	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	九万五千元
二十七 法第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請者	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の変更許可申請手数料	七万二千元
二十八 法第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の変更許可証再交付手数料	三百円
二十九 法第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請者	特別管理産業廃棄物処分業許可の変更許可申請手数料	九万五千元
三十 法第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者	特別管理産業廃棄物処分業許可の変更許可証再交付手数料	三百円
三十一 法第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請者	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十四万円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十二万円
三十二 法第十五条の二の五第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請者	産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十三万円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十一万円
三十三 法第十五条の三の三第一項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請者	産業廃棄物処理施設の熱回収施設認定申請手数料	三万三千元

三十四 法第十五条の三の三第二項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請者	産業廃棄物処理施設の熱回収施設認定更新申請手数料	二万円
三十五 法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請者	産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料	七万円
三十六 法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請者	産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料	七万円
三十七 法第二十条の二第一項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請者	廃棄物再生事業者登録申請手数料	四万円
三十八 法第二十条の二第一項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録に係る登録証の再交付を受けようとする者	廃棄物再生事業者登録証再交付手数料	三百円

附 則(平成一二年条例第一八五号)

この条例は、平成十二年十一月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第五三号)

この条例は、平成十三年八月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第二四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年条例第二〇号)

この条例中第一条の規定は平成二十三年四月一日から、第二条の規定は同年七月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第九号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。